

議案第 46 号

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 41 年南風原村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

○ 平成 27 年 9 月 4 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

警報が発令されていない時でも、災害が発生することがあり、様々な災害状況に対応出来るように条例改正を行う必要があるため提案する。

○

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例（昭和41年南風原村条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「暴風・大雨時勤務手当」を「災害時等勤務手当」に、「暴風・大雨時警報発令時から解除されるまでの間」を「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。